

常置委員会および 臨時委員会設置規程

平成3年7月25日 制定

平成6年1月29日 一部改正

2001年6月29日 一部改正

2011年10月29日 一部改正

2018年12月5日 一部改正

1. 会則第17条, 第20条2項に基づく委員会の設置は本規程による。
2. 本会に常置委員会として, 庶務委員会, 財務委員会, 編集委員会, 事業計画委員会, 研究推進委員会および情報広報委員会をおく。
3. 本会に臨時委員会として, 選挙管理委員会および必要に応じて常任理事会の議を経て大会運営委員会, シンポジウム運営委員会, 研修会運営委員会, その他をおく。
4. 各常置委員会の任務および人員構成は以下の通りとする。
 - 1) 庶務委員会
任務: 学会の庶務を扱う。
 - ①学会事務の総括, および各委員会の連絡調整
 - ②総会, 理事会, 常任理事会の準備および議事録
 - ③会員名簿管理(入・退会処理)
 - ④渉外
 - ⑤公文書類の接受, 発送および整理保存
 - ⑥会員への行事の連絡通知人員構成: 委員長(常任理事) 1名, 幹事若干名
 - 2) 財務委員会
任務: 学会の財務(会計事務)を扱う。
 - ①学会財務計画の立案
 - ②年度予算, 決算案の作成
 - ③会費徴収, その他の収入および支出に関すること
 - ④受託研究費の管理人員構成: 委員長(常任理事) 1名, 幹事若干名
 - 3) 編集委員会
任務: 学会誌の編集および発行ならびに論文賞の選考を行う。
 - ①学会誌刊行計画の立案と推進
 - ②原稿の受理, 依頼, 整理
 - ③各種原稿の閲読・校閲に関すること
 - ④掲載内容の決定
 - ⑤学会誌の発行・発送
 - ⑥論文賞の選考人員構成: 委員長(常任理事) 1名, 幹事若干名, 委員約12名

4) 事業計画委員会

任務: 学会事業計画の立案と推進

- ①年次大会, シンポジウムの企画
- ②研修会, セミナーの企画
- ③学会刊行物(設計書, マニュアルなどの企画)
- ④その他事業企画

人員構成: 委員長(常任理事) 1名, 幹事若干名, 委員約10名

5) 研究推進委員会

任務: 研究の活性化に関すること

- ①研究活動の推進
- ②研究部会の企画, 調整
- ③関連情報収集
- ④会員拡大に関する企画
- ⑤国内外他学会との交流
- ⑥組織, 制度の検討

人員構成: 委員長(常任理事) 1名, 幹事若干名, 委員約10名

6) 情報広報委員会

任務: 学会の情報・広報に関する業務

- ①学会ホームページの管理および運営
 - ②メーリングリストの管理および運営
 - ③会員内外への情報発信および広報に関する業務
- 人員構成: 委員長(常任理事) 1名, 幹事若干名, 委員約5名

5. 選挙管理委員会については別途の規則による。

6. その他の臨時委員会の組織, 運営については, その設置の都度, 常任理事会において決定する。